

第23節 上水道・下水道施設災害応急対策計画

第1項	上水道施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	下水道施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 環境水道班

【基本方針】

上下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において上下水道施設の機能が損なわれた場合は、日常生活や浸水対策、衛生対策等の面で都市等の機能に重大な影響を与える。そのため市（“環境水道班”）は、災害時において速やかに応急復旧活動を行い、給水、排水機能の維持、飲料水の確保を図る。

第1項 上水道施設災害応急対策

1. 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、被害がある場合には直ちに応急復旧を行う。

2. 浄水施設

- 1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように平常時から原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

3. 送配水ポンプ施設

送配水のためのポンプ施設を整備して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、速やかに配水ができるよう努める。

4. 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る管路を優先し、計画的な応急復旧を行う。

5. 応急対策要員・資機材の確保

原則として災害対策本部環境水道班の人員・資機材にて対応するが、市のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、組合及び水道事業指定給水装置工事事業者等の協力を求め

る。

6. 応急処置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- a. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- b. 取水・浄水・配水施設の防護
- c. 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- d. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- e. 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

第2項 下水道施設災害応急対策

1. 管渠

- 1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水のそ通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針について早急に検討し対策を実施する。
- 2) 工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- 3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は平常時から所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。

2. ポンプ場及び処理場

- 1) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- 2) 建物その他の施設には、高潮、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

《下水処理施設の応急措置内容》

- a. 汚水処理施設の防護
- b. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- c. 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- d. 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）